最良執行方針

2017年12月16日改定 株式会社SBI証券

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最 良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。ただし、別に定める場合には、お客様からの指示の有無に係わらず、当該銘柄が上場している金融商品取引所市場への注文の取次ぎ等はお受けできません。 取次ぎをお受けできない具体的な内容は、当社 WEB サイト(http://www.sbisec.co.jp)で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(上場 投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)及びETN(指標連動証券)等、 金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。

- PTS【Proprietary Trading System】: 金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社では SBI ジャパンネクスト証券株式会社が運営するジャパンネクスト PTS に取次ぎます。なお、ジャパンネクスト PTS は、第 1 市場(J-Market)と第 2 市場(X-Market)とに区分されます。
- ・SOR【Smart Order Routing】:複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社では、金融商品取引所市場と PTS で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SOR システム」といいます。
- ・PTS 第 1 市場(J-Market)、PTS 第 2 市場(X-Market): 双方共に、SBI ジャパンネクスト

証券株式会社が運営するジャパンネクスト PTS 内の市場であり、第 1 市場を J-Market、第 2 市場を X-Market といいます。X-Market は SOR システムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。なお、それぞれの具体的な内容は、当社 WEB サイト (http://www.sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。

・SOR 対象銘柄: 当社が選定している SOR システムにより取次ぎ先が自動判定される銘柄です。なお、銘柄の詳細は、当社 WEB サイト (http://www.sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場または PTS に関する約款等に定める方法により PTS に取次ぐこととし、 PTS への取次ぎを除き、取引所外売買の取扱いは行いません。

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

- 1) お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している 金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。なお、金融商品取引所市場の売買立 会時間外に受注した委託注文については、PTS への取次ぎのご指示がない限り、金融商 品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことと いたします。 また、お客様から PTS への取次ぎのご指示があった場合を除き、PTS へ の取次ぎは行いません。
- 2) 1) において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
- (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
- (b) 上場している金融商品取引所市場が東京証券取引所(本則市場、マザーズ、JASDAQ) を含む複数箇所である場合(重複上場)には、東京証券取引所(本則市場、マザーズ、JASDAQ)に取次ぎます。なお、東京証券取引所(本則市場、マザーズ、JASDAQ)以外の複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、当社WEBサイト及び取引ツールの株価照会画面において最初に表示される金融商品取引所市場へ取次ぎます。当該金融商品取引所市場は、株式会社東洋経済新報社が発行する最新の『会社四季報』の対象銘柄の株価欄に採用されている市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)となります。ただし、最新の『会社四季報』発刊後に複数の金融商品取引所市場に同時に新規公開した上場株券等及び単独上場から重複上場になった上場株券等については、次回の『会社四季報』に掲載されるまでの間、名古屋、福岡、札幌の取引所の順で金融商品取引所市場に取次ぎます(このようにして決定される市場を、本最良執行方針において「優先市場」と称します)。

なお、繰越注文等のお取扱いを考慮する必要があるため、具体的な金融商品取引所市場の変更のタイミング等につきましては、当社 WEB サイト (http://www.sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

【2】SOR対象銘柄の場合

- 1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト (http://www.sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、当社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合、及び、お客様の注文金額が所定の金額【当社 WEB サイト (http://sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問合せいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】を上回る場合は、金融商品取引所市場(重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。)に取次ぐことといたします。なお、注文金額とは、指値注文の場合には指値価格に注文数量を、成行注文の場合には金融商品取引所市場の最良気配価格に注文数量をそれぞれ乗じたものになります。
- 2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。 J-Market、X-Market、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、取次ぎ先市場の 順位を決定いたします。
 - (a) 金融商品取引所市場の最良気配価格が有利な場合 1注文の全数量を金融商品取引所市場に取次ぎます。
 - (b) PTS 市場(J-Market、X-Market)の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値または有利な場合
 - 1 注文が J-Market または X-Market のいずれかで約定した場合の 1 株あたりの約定代金を比較し、取次ぎ先市場の取次ぎ順位を下記ア、またはイのとおり決定いたします。(必ずしも各 PTS 市場で表示される最良気配価格の順にその取次ぎ順位が決定されるものではなく、また、最良気配価格等で約定されるものではありません。)
 - ア 1株あたりの約定代金を比較して、X-Market が J-Market よりも同一代金また は有利な場合
 - X-Market、J-Market の順で取次ぎを行います。
 - イ 1株あたりの約定代金を比較して、J-Market が X-Market よりも有利な場合 J-Market、X-Market の順で取次ぎを行います。
- 3) 2) (b) において、PTS への発注は、次のとおり行います。
 - (a) 成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配

価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は金融商品取引所市場の 最良気配価格と指値を比較して、有利となる価格で発注いたします。

- (b) PTS 市場では、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量が約定します。
- (c) PTS 市場にて約定が成立しなかった場合、または一部約定となった場合には、残数量を金融商品取引所市場へ当初の指値または成行注文として発注いたします。そのため、1 注文が複数市場(金融商品取引所市場、J-Market、X-Market)に跨って約定が成立する場合がございます。

(2) 取扱有価証券 (グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄)

当社では、原則として、当社が取扱いを指定した取扱有価証券の銘柄についてのみ注 文をお受けいたしております。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所市場に おいて上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様 から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている 金融商品取引業者に取次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者 が 1 社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おう とする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客 様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。 なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性 の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的で あると判断されるからです。

【2】SOR 対象銘柄の場合

SOR 対象銘柄の場合は、SOR システムにおいて価格面及び約定可能性で比較を行い取次ぎ先を自動判定することにより執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券

当社が、原則として取扱いを指定した取扱有価証券の銘柄についてのみ注文をお受け

するのは、当該銘柄の内容ならびにそのリスクについて、当社が予め当該発行会社を調査し、なおかつ目論見書等によってお客様に十分な説明をさせていただき、ご理解いただく必要があると考えているからです。ただし、金融商品取引所市場において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - 1) お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、 執行する金融商品取引所市場のご希望、J-Market へ取次ぐことのご希望、お取引の時 間帯のご希望等) があった取引

当該ご指示いただいた内容で当社が合意した執行方法

- 2) 投資一任契約等に基づく執行(当社が合意した場合に限ります。) 当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
- 3) 取引約款等において執行方法を特定している取引 当該執行方法
- 4) 単元未満株等の取引 当社の単元未満株(S株)取引ルールにおいて特定している執行方法 なお、1株に満たない株については、取扱いしておりません。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

また、SOR 対象銘柄を上記 2. に従い PTS において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差があります。